

**(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の期末手当及び勤勉手当
に関する規程第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる法人の定める
又は認める教職員について**

- 1 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「旧期末勤勉規程」という。）第 8 条第 1 項第 2 号（旧期末勤勉手当規程第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。）の法人の定める国又は地方公共団体の教職員は、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）の適用を受ける教職員としての在職期間を国又は他の地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人及び同条第 4 項に規定する行政執行法人を含む。）又は他の地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人を含む。）の教職員とする。

- 2 旧期末勤勉規程第 8 条第 1 項第 3 号（旧期末勤勉手当規程第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。）の法人が認める者は、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、旧給与規程の適用を受ける教職員としての在職期間を独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条に規定する独立行政法人のうち、同法第 2 条第 2 項に規定する中間目標管理法人に勤務する教職員又は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項に規定する国立大学法人に勤務する教職員並びに地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）第 2 条に規定する地方独立行政法人のうち、同法第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に勤務する教職員（以下「独立行政法人等」という。）としての在職期間に通算することを認めている独立行政法人等の教職員とする。